

令和3年度 第1回 広島支部評議会議事概要報告

開催日時	令和3年7月13日(火) 15:00~17:30
場 所	広島コンベンションホール
出席議員	(学識経験者) 江頭 大藏、佐田尾 信作、畑 雄太 (事業主代表) 植野 実智成、中島 潤子、長谷川 信男 (被保険者代表) 西岡 洋、福島 淳仁、藪本 敬士 (敬称略)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度決算見込み(医療分)について 2. 令和2年度広島支部事業実施結果について 3. インセンティブ制度の見直しについて 4. その他
議事概要 (主な意見)	
議題1. 令和2年度決算見込み(医療分)について	
<p>事務局より「令和2年度決算見込み(医療分)」について、資料に沿って報告。個別の意見等については、以下のとおり。</p> <p>(事業主代表) 広島支部の収支差(地域差分)が▲720百万円で保険料率換算では0.03%、令和4年度保険料率の引き上げ要因となる理由を教えてください。</p> <p>⇒ 引上げ要因になる考え方としては、広島支部の医療給付費の前年度比での減少率が、全国平均の医療給付費の前年度比での減少率より小さかったこともあり、相対的に収支差(地域差分)が▲720百万円生じたもの。</p> <p>(事業主代表) 全国で収支差が6,183億円の黒字、広島支部で収支差156億円の黒字になっている。中小企業の経営状況が厳しい中で黒字になっているのに、収支差(地域差分)▲720百万円が保険料率の引き上げにつながることに事業主サイドに説明がつかない。</p> <p>⇒ 協会としては、中長期的な観点から最大限可能な限り、平均保険料率10%を維持する方針としている。全国の平均保険料率10%をもとに主として各支部の医療給付費をもとに保険料率を算出しているため、支部における医療給付費の実態が全国平均を上回ると、その分保険料率が上がる仕組みとなっているもの。</p> <p>(学識経験者) 決算見込みの支出で高齢者医療に係る拠出金については、後期高齢者の人数の伸びが一時的に鈍化したとあるが、要因は年齢構成によるものか。</p>	

⇒ 終戦前後の出生減という年齢構成の影響によるものであり、団塊の世代の方が75歳になる2022年度以降は、後期高齢者支援金が大幅に増加する見込みである。

(学識経験者) 高齢者医療に係る拠出金は、コロナの影響で減少しているのか。

⇒ 影響の有無については承知していないが、コロナの影響で拠出金の増加が抑えられたものとは考えていない。

(学識経験者) 準備金を単なる貯蓄ではなく、日本年金機構と同様に積立金の運用はできないのか。

⇒ 中長期で安定的な財政運営、可能な限り平均保険料率10%を超えないようにするため、今後の医療費の変動リスク等に備えて準備金を積み立てている。なお、2020年度における準備金の一部については、譲渡性預金による短期での運用を行っているところである。

(学識経験者) 今後、支出が減少するとは考えにくいと、収入を増やせるよう準備金について長期的な発想で制度運用を考えていただきたい。

⇒ 準備金の運用については制限があるため、支出について、健康経営や健診受診、保健指導を推進することで、加入者の方の健康度を高めるとともに、早いうちに軽いうちに医療機関に受診いただくことで将来の医療費を節減していく。

議題2. 令和2年度広島支部事業実施結果について

事務局より「令和2年度広島支部事業実施結果」について、資料に沿って報告。個別の意見については、以下のとおり。

(学識経験者) ジェネリック医薬品におけるメーカーの不祥事以降、ある医薬情報サイトの薬剤師アンケートでは10名中9名の割合で医療現場に影響があるという回答であった。これまでの広報のやり方でよいのか検討する必要がある。

⇒ 広島県薬剤師会との意見交換では、ジェネリック医薬品の供給状況に大きな変化があり、安定供給ができていない状況であると聞いている。協会全体として取り組んでいるところであるが、業界団体に対して、信頼回復に向けたアプローチをしていくとともに、安全性の確保の観点も踏まえた広報も考えていきたい。

(被保険者代表) 債権発生 の主な理由として健康保険の無資格受診とあるが、事業所が主体となって退職後に保険証を回収するよう働きかけて、債権回収の労力をそれ以外の取組みに従事した方が、生産性が上がるのではないかと。

⇒ その通りであるが、実際には会社を退職された直後に保険証を使用されるケースが多い。このため、退職後に保険証は使用できない等の広報に努めている。また、返納金が発生した事業所には個別に周知する取組みも継続している。事業主および加入者に理解が広まるよう地道な取組みを継続していく。

議題3. インセンティブ制度の見直しについて

事務局より「インセンティブ制度の見直し」について、資料に沿って説明。個別の意見については、以下のとおり。

(学識経験者) ジェネリック医薬品の評価指標はダブルカウントになり、安全性に関する重大事案等デリケートな問題もあるため、インセンティブの対象から外してもよいと考える。

(学識経験者) このたびの事案がジェネリック医薬品に関するインセンティブに影響しないのか。インセンティブは、本来支部の努力が反映されるもので、関係のない要因が働くのではないか。

⇒ ジェネリック医薬品の供給状況が使用割合に影響を及ぼすものと懸念している。また、協会としては、未来に向かって国民皆保険制度を維持していくことを前面に、ジェネリック医薬品の使用促進を実施していくのがよいと考えている。

(学識経験者) 「実績6：伸び率4」の割合は、現在実施していることがより反映されることを考慮すれば、伸び率が高い方がよいと考える。

(被保険者代表) コロナの影響がどの程度出ているのか、当初の想定と乖離しているのではないかと、まずはコロナの影響により公平性に問題がないかデータ分析が必要と考える。

(事業主代表) インセンティブ制度を知らない方が多く、制度そのものもわかりにくい。インセンティブ制度から事業主及び加入者の行動変容につなげていくためには、わかりやすい制度設計の視点が必要。

⇒ 広報誌や、ホームページ、メルマガなどあらゆる場面で周知広報を実施しているが、全ての加入者へ完全に周知できているわけではない。現在、コロナの影響で自粛しているが、事業所訪問を行い、直接事業所担当者に会って周知していきたい。また、経済団体におかれては、事業主・加入者皆様への周知協力をお願いしたい。

(被保険者代表) 減算対象の範囲について、企業としては win-win を促す仕組みがよいと考える。半分の支部で区切るよりはインセンティブの恩恵を受ける支部を増加した方がよい。

議題4. その他

(事業主代表) 以前の評議会で、保険証が届かなかった事象があり、簡易書留で発送するなど事業所に確実に保険証が届く方法に変更いただきたいと要望をしたが、その後の検討状況を教えていただきたい。

⇒ ご意見いただいた内容については、本部に要望として意見提出しているところである。
(改めて回答を求められている)

特記事項	
------	--

	次回は令和3年10月に開催予定
--	-----------------